平成２３年（フ）第８２００号
大阪府東大阪市御厨南２丁目４番17号　202号
破産者　市川　智子（旧姓竹中）
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００５号
神戸市須磨区潮見台町２丁目２番16―1102号
破産者　新田　晴彦
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０号
神戸市兵庫区神田町26番５号、従前の住所神戸市中央区楠町１丁目９番６号
破産者　ハシムラ建設こと　端村　保夫
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１３号
兵庫県尼崎市御園１丁目４番１―503号
破産者　松尾　秀昭
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６４号
北九州市小倉南区下城野１丁目11番３―1101号
破産者　片村　　豊
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５６号
佐賀県鳥栖市西田町32番地１コーポ広重Ｂ101
破産者　岩瀬　里司
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
新潟市秋葉区西島22番地７
破産者　小泉　壽男
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
新潟市江南区旭３丁目１番３号　ポルターレ亀田201号、前住所新潟市江南区横越上町２丁目11番３号
破産者　阿部　信互
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９９号
新潟市中央区弁天橋通１丁目11番５号　プレンティアス弁天橋202、前住所新潟市東区船江町２丁目１番16号
破産者　近藤　惠子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
金沢市西泉５丁目33番地
破産者　岩井　信浩
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
長野県諏訪市大字四賀3377番地、開始決定時の住所長野県岡谷市湖畔１丁目22番12号
破産者　神澤　美子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３５１号
静岡県沼津市東間門２丁目５番地の10
破産者　佐藤　克己
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
静岡県伊東市荻499番地の56
破産者　深澤勝一郎
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
愛知県一宮市北方町北方字下本郷二86番地１
破産者　坂井田孝雄
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３７９号
京都市伏見区竹田中内畑町142番地グランフィールド102
破産者　小林　宗近
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋401番地５、前住所兵庫県赤穂市加里屋30番地の12
破産者　井上　靖史
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第７９号
長崎県南島原市布津町丙2789番地２、前住所長崎市上田町９番２号　コーポ中島201
破産者　山口　俊彦
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係